

川崎市立川崎病院臨床検査業務検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立川崎病院臨床検査業務検討委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営等に関して、必要な要綱を定める。

(設置)

第2条 川崎市立川崎病院院長（以下「院長」という。）の諮問機関としての役割を担って、川崎市立川崎病院の臨床検査の精度管理を行うとともに、運営、管理の適正化を図るために院内各部局と連繫を密にし、もって当院の発展に寄与することを目的として、委員会を設置する。

(所掌事務等)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる所掌事務等を行う。

- (1) 臨床検査の精度管理に関すること
- (2) 臨床検査室の機能及び運営、管理に関すること
- (3) 院長からの諮問事項に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること

(組織の構成等)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下、「委員長等」という。）をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、病院長が、川崎市立川崎病院三役会（以下「三役会」という。）に諮って任命する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員は、各診療部（科）長及び課（科）長が推薦した者を、院長が三役会

に諮って任命する。

6 書記は、委員の中から、委員長が委員会に諮って決定する。

(委員長等の任期)

第5条 委員長等の任期は、任命された日から1年間とする。ただし、後任の委員長等が任命されるまでの間は、引き続き委員長等としての職務を遂行する。

2 補欠の委員長等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員長等の再任は、妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の総意をもって決するものとする。

(関係者の出席)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明をとめることができる。

(部会等の設置)

第8条 委員会には、必要な事項を調査検討等するため、部会等を設置することができる。

2 部会等の構成員は、委員の中から委員長が指名する。

3 部会等は、必要に応じて委員長が招集する。

4 委員長は、部会等で調査検討等した事項は、委員会に報告する。

5 部会等において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(院長からの指示等)

第9条 委員長は、院長からの諮問事項等についての調査審議結果を院長に報告

し、その指示を仰ぐものとする。

(三役会での承認等)

第10条 委員長は、委員会での調査審議結果を三役会に報告し、その承認を得るものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、庶務課において処理する。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。